

入札監理小委員会  
第514回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

## 第514回入札監理小委員会議事次第

日 時：平成30年9月14日（金）14：30～16：11

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

### 1. 実施要項（案）の審議

- 海外事業活動基本調査（経済産業省）
- 中小企業実態基本調査（経済産業省）
- 空港消防等請負業務（国土交通省）

### 2. その他

<出席者>

（委員）

井熊主査、関野副主査、三輪専門委員

（経済産業省）

大臣官房 調査統計グループ企業統計室

澤野室長、笠原参事官補佐、村田参事官補佐、小林係長、小柴係長

（経済産業省）

中小企業庁 事業環境部 企画課 調査室 宇野室長補佐、小林室長補佐

（国土交通省）

航空局 航空ネットワーク部 空港技術課

石岡空港保安防災企画官、杉田専門官、川越係長、松崎係長

（事務局）

足達参事官、小原参事官、清水谷企画官

○井熊主査 それでは、ただいまから第514回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、経済産業省の海外事業活動基本調査の実施要項（案）、経済産業省の中小企業実態基本調査の実施要項（案）、国土交通省の空港消防等請負業務の実施要項（案）の審議を行います。

最初に、経済産業省の海外事業活動基本調査の実施要項（案）についての審議を始めたいと思います。最初に、実施要項（案）につきまして、経済産業省の大臣官房調査統計グループ企業統計室の澤野室長より、ご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いします。よろしくをお願いします。

○澤野室長 ただ今ご紹介いただきました澤野でございます。今日はどうぞよろしく願います。昨年もこちらにお世話になりまして、情報通信業基本調査をご審議いただきました。無事に入札が終わり、おかげさまで、大分金額的には安くなりました。今回も同じような形で、また中身をご審議いただきますが、昨年の皆様からのご指摘を踏まえましてそれを参考にしております。何とぞどうぞよろしく願います。

それでは、担当から説明させていただきます。

○村田参事官補佐 海外事業活動基本調査を担当しております村田と申します。よろしく願います。

本日は、資料A-3に基づきまして、15分ほど説明をさせていただきます。ここに書いてありますように、海外事業活動基本調査の概要、それから、民間事業者の業務概要、3番目に、今回実施要項作成にあたり留意した点の3点について説明いたします。

まず、それでは、はじめに、海外事業活動基本調査の概要について説明させていただきます。この調査は、海外で大体120の地域と国にわたって、海外事業活動を営んでいる我が国企業の売上や経常利益といった財務状況、あとは設備投資や研究開発、それから地域ごとの取引状況のデータを定量的に明らかにして、現地法人の経営活動が国内外の経済に与える影響を把握することによって、我が国の産業政策、通商政策の企画立案、実施のための基礎資料を得ることを目的としております。主に、通商白書やものづくり白書などに毎年利活用されております。

調査ですが、始まったのは昭和46年、1971年から毎年実施をしております。平成19年、2007年からは、民間事業者に業務を一部委託しております。この調査は、統計法に基づく一般統計調査と位置づけられております。

それから、調査対象です。本社企業と本社企業が有する海外現地法人について調査をし

ております。本社企業につきましては、毎年3月末現在で海外に現地法人を有する我が国企業です。ただし、金融業、保険業、不動産業は除いております。また、本社企業が有する現地法人につきましては、日本側の出資比率の合計が10%以上の外国法人、また日本側出資比率が50%超の子会社が50%超の出資を行っている外国法人のこの2種類を対象としております。また、31年調査につきましては、本社企業で大体13,100社の対象を予定しております。

調査票の種類です。本社向けの本社企業調査票と現地法人向けの現地法人調査票の2種類を使います。この調査票を本社企業に郵送で送らせていただいて、回収は郵送もしくはオンラインの2通りの方法で提出をしていただく方式を取っております。それから、回収率についてです。大体本社企業の70%以上を目標としております。直近の29年の調査では、回収率が71.6%となっております。また、10年間の平均を取りましても、大体72.3%を維持しております。

調査につきましては、毎年7月1日から8月31日までの2カ月間となっております。本社企業の主な調査項目は企業の概要、それから操業状況、雇用、売上高や輸出高について調査をしております。また、現地法人につきましては、現地法人の概要、出資状況、操業状況、雇用、売上高や仕入高、営業費用や収益、それから研究開発や設備投資の状況について調査をしております。また、調査をした結果につきましては、毎年5月に公表をしております。公表のやり方ですが、大体10ページから12ページぐらいの調査結果の概要を1つつくりまします。あとは、本社の集計表と現地の集計表を業種別、または地域別に公表させていただきます。

続きまして、民間事業者の業務概要について説明いたします。資料A-3に①から⑨と、民間事業者がどういった業務をやるかについて簡単に記載いたしております。まず、最初に4月に契約が終わったところで、①の実施事務局及びセキュリティの管理体制の構築・運営を大体通年にわたってやっていただきます。その後、②調査準備です。これは大体4月から6月にかけてやっていただきます。経済産業省で作成をした名簿のチェックをしていただいたり、こちらで作成した調査関係用品を編集・印刷をしていただいて、7月の調査に間に合うように調査関係用品の送付をしていただく工程が続きます。続きまして、③の問い合わせ・苦情対応です。これは大体6月から翌3月ぐらいまで行っていただきます。7月から調査が始まりますので、その1カ月前にマニュアルを作成していただいたり、対応される方たちの研修を行っていただきます。④番が調査協力依頼・督促で、6月から1

2月まで対応していただくこととなります。こちらは調査協力依頼の電話をかけていたり、督促のはがきを送っていただいたり、電話をかけていただいたりいたします。

⑤番目が、調査票の回収、受付、電子化になります。7月から実施した調査票が随時戻ってまいりますので、回収された調査票を受付していただいて、受付名簿をつくっていただくこと。または調査票の情報をパンチ入力していただいて、エクセルに変換もしていただく電子化や調査票のPDF化をやっていただくこととなります。

⑥番目が、調査票の審査、疑義照会です。7月からこちらも大体翌1月ぐらいまで対応していただくこととなります。こちらにつきましては、回収された調査票を更に統計の精度を高めるために、例えば前年のデータと比べまして、乖離や桁ずれが起きていないかを審査していただきます。その審査した結果、エラーとなったところについては、適正に処理するために本社企業に電話をかけていただいて、記入内容に誤りがないかという疑義照会を行っていただくこととなります。それから、翌1月には調査項目が重複しております企業活動基本調査から売上高と輸出高についてはデータの移送をやっていただきます。

その後、⑦番、9月から大体翌1月にかけて機械審査をやっていただきます。それから、⑧番目、翌1月から2月にかけて集計表、結果表の作成です。ここに書いてありますサマリー審査ですが、これは例えば、売上高といった重要な項目について、業種別、地域別の集計値が前年度と乖離がないかどうか、大きなずれがないかといったチェックをしていただいたり、あとは売上高、仕入高については内訳を公表しておりますので、内訳と合計の数字がきちんと合っているかどうか、そういったチェックを行っていただくこととなります。その後、分析用集計表を96表、公表用集計表を48表作成していただくこととなります。最後に、翌2月から3月にかけて、調査報告書と事業報告書を提出していただきます。3月下旬に最終納品物件を一式提出していただいて、1年間の業務が終了するサイクルになっております。

それでは、最後に、今回実施要項作成にあたり留意した点について、ここにも書いてありますが、4点説明をさせていただきます。

まず、1点目、契約期間を単年度から複数年度に変更したところですが、複数年度に契約することによって、民間事業者さんの事業の安定性や収益性が確保されるのではないかと考えております。また、入札から契約にかかる事務手続が3年に1回と回数も減ります。事務手続の簡素化、それから業務の効率化です。3年間にわたって統計業務に関するノウハウを民間事業者さんが蓄積しやすくなることで、対応される方たちのスキルアップも見

込めるといふそういったメリットをこちらは期待をしております。

それから、2つ目、経済産業省調査統計システムの運用開始についてです。まず、STATSは統計調査を汎用的に審査・集計して、任意の様式で結果表を出力できるシステムのことです。こちらは経済産業省の内部で作成しているシステムになっております。既に、例えば工業統計や特定サービス産業実態調査、企業活動基本調査などは、もうSTATSで対応しています。今回の海外事業活動基本調査については、本社企業と現地の調査票の2種類あり、クロスで集計表等をつくっていますが、そこについてシステムの対応が当時できなかったということで、STATSの使用を見送ってきた経緯になっております。現状では、落札した民間事業者さんが独自にシステムを開発して審査集計を行っております。

ただ、こういった背景については、お配りしました資料A-4の下段にも書いてあります。入札説明会に参加したのですが、応札に至らなかった民間事業者さんにヒアリングをしたところ、「システム開発の初期費用が非常にかかるので新規参入が困難である」という回答を受けております。このような新規の民間事業者さんへの参入障壁をなくすために、今回改めてSTATSの運用を検討したところ、技術的にも進歩しておりますので、問題がないことが確認されました。31年から始まる「公サ法」に合わせまして、STATSの運用開始をすることを決定しております。

それから、3つ目、業務内容を整理し、可能な限り詳細に記載と書いてあります。こちらは資料A-2、実施要項案の42ページ目に別紙2がございます。業務内容の情報開示という資料を作成しております。こちらにつきましては、例えば今まで実施に要した契約金額がどれくらいだったのか。実施体制の人員がどのくらい必要だったのか。あとは、問い合わせや疑義照会、オンライン調査の提出状況、回収率について具体的に数字を挙げてわかりやすいように情報開示を今回しております。

それから、最後に資料閲覧に対応というところですが、こちらにつきましては、今回1月の中旬に予定をしております入札の説明会后、その後大体3週間ぐらい間が空きますが、企画書の提出日の前日までであれば、調査関係の用品やあとは受付、個票審査の対応要件や集計様式、あとは今回から始まるSTATSの概要や調査報告書について、所定の手続を行っていただければ閲覧が可能となっております。

私の説明は以上となります。ありがとうございました。

○井熊主査 ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明に対しまして、ご質問、ご意見のある委員の方はご発言いただきます。どうぞ。

○三輪専門委員 東京大学の三輪と申します。ただいまの海外事業活動基本調査の業務に関わる質問を何点かささせていただきます。

1つは回収率に関してです。本社のレベルでの回収率が70%以上とされております。それで毎年ほぼ達成されているということで、立派な調査だと思います。これは子会社のレベル、即ち本当は1つの本社が複数の海外の法人を持っているといった「ひもづく」といいますか、あるいは「ネストする」などそういうケースがあると思います。子会社のレベルでの回収率などは把握されていますか。

○村田参事官補佐 一般的には、海外現地法人の回収率については公表していません。調査した結果、本社企業よりも良い回収率となっております。

○三輪専門委員 ということは、おそらく、本社が答えてくれれば大体そこに複数の海外法人を持っているのが全部情報が上がってきて、たくさん持っているほうがより回収しやすいので、おそらく上がるということですか。

○村田参事官補佐 それもありますし、重点企業をリストアップしています。そういうところは、大体皆さん現地法人の数をたくさん持っていらっしゃると思いますので、結果的にそのようになっています。

○三輪専門委員 なるほど。わかりました。もう1点あります。

○井熊主査 はい、どうぞ。

○三輪専門委員 もう1点、今回からの取組みで、先ほどから何回もSTATSのことについてご説明いただきました。そこで行われている機械審査の内容について、できればご説明いただきたいと思います。その前の調査票の個別の審査や集計表のチェックについてはわかりますが、このSTATSの中身、審査が何を行うようになっているのか。どこを見ているのかをお願いいたします。

○村田参事官補佐 簡単に申し上げますと、まず、STATSのシステムにデータを投入しまして、機械的にデータの整合性について審査をして、機械的に集計表に合わせてどんな数字を入れていくイメージになります。

○三輪専門委員 それは、各企業別にそれぞれつじつまが合うようになっているかといった論理的なチェックやそういった部分や異常値があるかなど……。

○村田参事官補佐 そういうものももちろんできます。

○三輪専門委員 わかりました。

○澤野室長 先ほど説明がありましたが、内訳とトータルがまず合っているか。それと、

昨年と比べて、今回のデータはどのくらい増減があるのか。例えば10倍、20倍になると何か変ではないか。例えば三桁ずれもよくあります。千円と百万円の単位を間違えていることが想定されます。そういうものはそういうチェックでわかります。

○三輪専門委員 なるほど、わかりました。ありがとうございます。

○井熊主査 どうもありがとうございます。ほかにいかがですか。

○関野副主査 すいません。先ほど最後のところで「公表します」とありました。アンケートに答えてくれた企業さんに対しては、無償で公表ではなくて、例えば法人等企業統計調査だったら各企業に来ます。そういうことは向こう、回答した側にメリットはあるかということですか。

○村田参事官補佐 例えば、今回やった調査結果につきましては、次年度の調査用品をお送りするときに、調査結果の概要という非常にコンパクトなものですが、それをつけて調査用品の中に入れて発送させていただいております。

○関野副主査 ということは、今年は31年度は13,100社だから、去年は9,600ぐらいですよ、これを見ると。

○村田参事官補佐 はい。

○関野副主査 だから、増えているので、新たな企業さんには……。

○村田参事官補佐 そこはそうですね。そこは対応できていないです。

○関野副主査 去年のデータをお渡しするなどはないですか。

○村田参事官補佐 新しい企業にも調査用品を送るときには、調査用品の中に一式概要のようなものを入れてあります。見ていただくことは可能です。

○関野副主査 わかりました。増やした会社、企業の中で新しく対象の国が増えたなどありますか。

○村田参事官補佐 そういうものもちろんあります。

○関野副主査 ありがとうございます。

○井熊主査 ほかにいかがですか。私から、これまでのご努力で、29年度からは応募者が複数社になっていると。ただ、そのうちの1者が予定価格に入っていない状況です。これが、本当の意味での競争を成立させるためには、チャレンジャーの人がきちんと予定価格内であることが大事です。これが予定価格に入っていない理由としては、初めて入ってくる人だから、何か初期的な投資やそういったものが人的なものも含めてかかる。あるいは、既存の事業者よりも多く工数を見積もっていることが考えられると思います。今回の



変更で、そういうチャレンジャーの方がコスト的に対応し得る対応は、どういうところで反映されていますか。

○澤野室長 一番大きいのは、システム開発だと思っております。審査にあたっては、全て人の手では無理ですので、どうしても機械処理が必要になります。システム開発は短期間でやる必要があります。回収が終わるとすぐ審査が始まるからです。新規参入の方は多めに見積もっていることが想定されます。そのところを経済産業省のシステムそのものを提供させていただくことで、入札価格の低減を図っております。大分下がるかと思っております。

それから、工数の見積もりもこれまでは実態がどのくらいの精度でやればいいのかもよくわからなかったと思います。大体のガイドラインということで、過去の実績を提示することで見積もりしやすくなったのではないかと思っております。

○井熊主査 その辺のデータなどは、これまでなかった新しく追加した形になっているわけですね。

○澤野室長 はい。

○井熊主査 わかりました。ほかはいかがですか。よろしいですか。

いろいろ対応策は複数年度なども、おそらく初期投資の負担もレベリングする効果があると思います。工夫はされていると思います。そういった意味では、これでうまく進めることが当面の目標と思います。

それでは、本実施要項の審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべきこと、追加しておくことはございますか。

○事務局 特にございませぬ。

○井熊主査 それでは、今申しましたとおり、いろいろな工夫はされているということで、是非価格内での競争が実現するように、頑張ってください。本実施要項の案につきましては、今後実施される予定の意見募集の結果を、後日入札監理小委員会で確認した上で議了とする方向で調整を進めたいと思います。経済産業省におかれましても、そのようにご承知おきの上、ご対応をお願いできればと思います。どうもありがとうございました。

○澤野室長 どうもありがとうございました。

○井熊主査 委員の先生方は更なる質問等がありましたら、事務局にお教えいただければと思います。

(経済産業省退室、経済産業省入室)

○井熊主査 では、続きまして、経済産業省の中小企業実態基本調査の実施要項（案）についての審議を始めたいと思います。最初に実施要項（案）につきまして、中小企業庁の事業環境部企画課調査室の小林室長補佐よりご説明をお願いいたしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いいたします。よろしく申し上げます。

○小林室長補佐

それでは、資料に基づき、中小企業実態基本調査に関する民間競争入札実施要項（案）につきまして、ご説明させていただきたいと思います。

まず、資料B-3の1枚紙を見ていただければと思います。業務概要を記載しております。履行場所につきましては、調査室及び民間の事務局等になっております。続きまして、業務規模になります。統計調査になりますので、調査対象企業数につきましては約11.3万社、本調査の対象となり得る母集団企業が全体で約330万社あります。要するに、330万社の中から11.3万社を抽出していただく標本調査となります。目標回収率につきましては約60%、有効回答率につきましては55%、契約期間につきましては、平成31年4月から平成34年3月末までの3年間を予定しております。

続きまして、実施要項（案）の作成に当たりまして留意した点ですが、全部で4つございます。1つ目が契約期間を単年から複数年、3年間に変更しております。2つ目が業務内容を整理いたしまして可能な限り詳細に記載しております。3つ目が共同事業体による入札参加が可能になっております。4つ目が調査関係書類や報告書等、過去に作成した詳細な資料の閲覧が可能になっております。

続きまして、主な委託業務の内容です。記載のとおり、全部で14ございます。簡単にご説明させていただきます。

まず、①セキュリティ対策です。こちらは他の統計調査もそうですが、企業データを取り扱うことになっておりますので、万全な体制を築いていただくことになります。②調査対象名簿の作成です。調査をする上で、名簿作成は非常に肝な工程になってまいりますので、重要な工程となります。具体的には、総務省の事業所母集団データベースを母集団名簿として、本調査名簿を作成していただきます。また、他の統計調査との重複是正もいたします。

③システム開発等です。システム開発等と書いていますが、決して大規模なシステムを想定しているわけではないのですが、審査システム等の開発・改修・運用をしていただくことになります。④調査への協力依頼です。こちらは調査票を送る前、具体的に言います

と、6月上旬ぐらいに調査客体に葉書をお送りします。実際は葉書が届かない企業や「届いたのですが、私どもの事業はもう廃止しています」というお話があった企業等につきましては、サンプル替えをいたしまして別の調査客体を選出することになります。⑤調査関係書類の作成等です。これは調査票等々を作成していただくことになります。⑥調査関係書類の発送・返送です。7月上旬ぐらいから順次調査票を発送するスケジュールになっております。⑦問い合わせ等への対応です。こちらは今ご説明しているとおり、調査客体への協力依頼や調査票発送が始まりますと、問い合わせも来ることになります。⑧オンライン調査の実施です。本調査は通常の郵送調査に加えまして、インターネットによるオンライン調査も実施しておりますので、電子調査票の開発等の対応をしていただくことになります。

⑨調査票の回収・整理・点検・データ入力・廃棄です。⑩督促です。こちらは回収率を高める上で非常に重要な工程となってまいりますので、督促状の送付と電話による督促をしてもらうことになります。⑪審査・照会・修正です。こちらはデータ精度を高める上で非常に重要な工程となってまいります。審査システム等を使いまして審査し、調査客体に対しての疑義照会や修正を施します。

⑫推計・集計等です。先ほど申し上げましたとおり、標本調査でありますので、拡大推計をした上で統計表をつくることになります。⑬調査設計及び結果検証等の調査研究につきましては、外部の有識者も交えましていろいろと議論していただくことになります。最後、⑭各種報告書の作成です。速報と確報を公表しますので、諸々のデータ等をつくっていただくことになります。

続きまして、資料B-2につきまして、ご説明したいと思います。右下に通し番号がついておりますので、こちらを参考にいただければと思います。

4ページに趣旨が書いてあります。改めてのご説明になってしまいますが、公共サービス改革基本方針別表において、民間競争を対象として選定されました中小企業実態基本調査に係る統計調査関連業務につきまして、公共サービス改革基本方針に従って本実施要項を定めるものとなっております。

II. の概要です。中小企業基本法第10条に、「政府は中小企業政策審議会の意見を聴いて、定期的に中小企業の実態を明らかにするため必要な調査を行い、その結果を公表しなければならない」という規定がございます。こちらの規定に基づきまして、中小企業全般に共通する財務情報、経営情報及び設備投資動向等を把握するため、中小企業実態基本調

査を統計法の一般統計調査といたしまして、平成16年より毎年実施しております。本事業につきましては、この中小企業実態基本調査を実施していただきまして、その結果を元に中小企業全般の経営等の実態について検証や分析等の研究開発を実施することを目的としております。

実際の調査の対象範囲ですが、5ページ目に表がありますが、業種につきましては、全ての業種を対象にしているわけではなく、例えば、金融業や保険業、電気・ガス等の業種を営んでいる中小企業につきましては調査の対象外となっております。

私どもが執筆している最新の「中小企業白書」があります。こちらでは日本の中小企業の数約380万社となっておりますが、本調査の母集団企業につきましては、先ほどお伝えしましたとおり、330万社となっております。企業規模の範囲につきましては、中小企業基本法に中小企業の範囲が規定されておりますので、こちらに基づいております。

6ページになります。2. 調査対象選定の方法です。先ほど申し上げましたとおり、総務省の事業所母集団データベースを母集団にしておりまして、産業中分類・従業者規模別層化無作為二重抽出により選定しております。

続きまして、調査票の提出です。4. に書いておりますとおり、提出期限につきましては、毎年8月下旬となっております。5. 調査事項は記載のとおりでございます。調査票は全部で3種類ありますが、今回詳細なご説明はいたしません。63ページ以降に調査票を添付しておりますので、お時間のあるときに見ていただければと思います。7. 公表物関連の概要です。速報につきましては、調査実施年度の3月に中小企業庁のホームページに掲載予定となっております。確報につきましては、調査実施年度の翌年の7月に中小企業庁ホームページに公表する予定となっております。

続きまして、Ⅲ. 中小企業実態基本調査の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質の1. 委託業務の内容です。こちらは先ほどご説明しました①から⑭のとおりとなっております。民間からの提案に際しましては、次の①から⑤に掲げる観点を十分に考慮した上でと考えております。①正確で確実な実施を約束する計画と体制の観点、②回収率、データ制度の向上の観点、③作業の効率化、迅速化、費用低減の観点、④強固なセキュリティ管理体制の構築の観点、⑤各工程における品質管理の観点となっております。

①から⑭までの業務は先ほどポンチ絵でご説明させていただきましたので、基本的には省略させていただきますが、補足として幾つかご説明させていただければと思います。

9ページ(3)システム開発等になります。※に記載のとおりですが、「代用可能な既存

のシステムがあれば、当該システムを活用しても構わない」ということですので、必ずしもシステムを開発しないといけないわけではございません。

続きまして、15ページ(9-2)に調査票のデータ入力がございます。昨今問題になっていますが、本調査に関しましてはデータ入力の際、エントリー(通常入力)とベリファイ(照合入力)を異なるオペレーターが実施してデータの正確性確保を担保する方策を取っております。

(10) 督促です。※のところにも目標回収率は約60%、有効回答率は55%としております。目標回収率につきましては、私ども中小企業庁と相談の上、調査対象に対します電話督促の回数の増加等により、調査の重要性や必要性を最大限促し、調査協力を求めるなど最善の努力をした結果、回収率を達成できなくてもやむを得ないとしております。

続きましては、17、18ページになります。(13)、(14)にかかる部分です。こちらにつきましても、過去の資料が閲覧可能になりましたので、新しい新規参入者も少しは参入しやすい条件が揃っているのではないかと考えております。

続きまして、19ページ2. その他業務の実施に関する必要な事項です。20ページを見ていただきますと、上から4つ目と5つ目のポツに引継ぎに関する内容を記載しております。

22ページ5. 業務量算定に当たっての基数が書いてあります。可能な限り具体的に記しておりますので、業者の方からいたしますと、見積もりもしやすくなっているのではないかと考えております。

25ページV. 民間競争入札に参加する者に必要な資格となっております。こちらは記載のとおりになっておりますが、例えば、5. の後段に「調査関係書類、報告書等の詳細資料の閲覧は可能」という記載を今回新たに加えましたので、より参入がしやすくなるのではないかと思います。同じく、10. の「単独で本業務が担えない場合は、適正に業務を遂行できる共同事業体として参加することができる」と、コンソーシアムに関する記載につきましても、今回新たに記載しております。

続きまして、26ページに現時点での入札に関するスケジュールを記載しております。入札公告から提案書締切につきましても、経済産業省では20日間が標準期間となっておりますが、可能な限り20日間以上の長めの日程を確保したいと考えております。

続きまして、27ページVII. 落札者を決定するための評価の基準及び落札者の決定方法

です。落札者の決定方法につきましては、総合評価落札方式を採用しております。28ページに総合評価点の計算が書いてあります。総合評価点は技術点プラス価格点となっております。技術点が300点、価格点が150点の計450点満点で評価することになっております。

30ページⅧ. 中小企業実態基本調査における従来の実施状況に関する情報の開示があります。具体的には別紙2になりますので、後ほどご説明させていただければと思います。

53ページに評価項目一覧を記載しておりますが、例えば、2. 5、ワーク・ライフ・バランスも評価させていただいております。また、必須項目が60点満点、加点が240点満点となっておりますので、幅広い評価ができるのではないかと考えております。

続きまして、55ページ別紙2、従来の実施状況に関する情報の開示になります。従来の実施に要した費用ですが、本事業につきましては、大体2.8億円ぐらいの事業規模になっております。56ページの真ん中辺りには、民間事業者の実施体制があります。昨年の調査になりますが、これぐらいの人日がかかったことを記載しております。57ページには、4で回収率を記載しております。

62ページ、中小企業実態基本調査の流れ図となっております。中小企業庁より各種データを提供するところから始まりまして、名簿作成等々をしていただき、最終的には推計・集計をするとともに各種報告書を作っていただくのが1年のサイクルになっております。3年契約になりますので、こちらのサイクルを3サイクル実施していただくとなります。

続きましては、資料B-4をご覧くださいければと思います。中小企業実態基本調査に係る契約状況等の推移（競争改善型）になっております。本調査は平成16年から実施しており、その当時から民間委託をさせていただいております。この表では、より直近の状況につきましてご説明させていただければと思います。

まず、契約方式です。一般競争入札で総合評価落札方式を採用しております。続きまして、競争参加資格です。AまたはBの等級になっております。事業者につきましては、近年は株式会社三菱総合研究所の1者応札が続いている状況になっております。続きまして、競争性改善のための取組み状況でございます。まず、入札スケジュールにつきましては、公告日から提案書締切までの標準期間が20日になっておりますが、直近の30年調査につきましては、標準の20日より9日長く29日取った実績もございます。次に、入札不参加に対するヒアリング状況及び結果です。説明会には参加していただいたのですが、残念ながら応札していただけなかった者に対しまして、後日、対面でのヒアリングを

行い、仕様の問題点等を確認し、反映できる意見につきましては随時、仕様書に反映しております。

最後、資料B-5になります。チェックポイントとなりますが、基本的には、該当する項目につきましては漏れなく対応しております。特に赤字で記載されております重点項目につきましても、漏れなく対応はさせていただいております。

説明は以上になります。ありがとうございました。

○井熊主査 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明に関しまして、ご意見、ご質問のある委員はご発言願います。どうぞ。

○三輪専門委員 東京大学の三輪と申します。先ほどのご説明の中の回収率の点に関して、私は社会調査の専門なので気になります。目標回収率は60%という設定で、開きがあるわけですね。

○小林室長補佐 そうです。

○三輪専門委員 これは、ちなみに平成16年の当初から目標は変えていないが、実績としての回収率が減っていった経緯でしょうか。

○小林室長補佐 そうです。そういう意味で申し上げますと、直近、昨年度の29年調査につきましては、少し低い数字になっているのは事実です。ここに記載させていただいております60%や有効回答率55%は一度も達成されていない数字になっております。15年間分のデータがありますが、回収率につきましても一番高いときに56.6%、有効回答率につきましても52.7%と達成目標より低くなっています。

考え方によるのかもしれないですが、あまり安易に達成できてしまうような数字を提示した場合、業者のモチベーションもあるかと思いますので、少しお尻を叩けば何とかぐらいのところを設定をさせていただいております。ただ、今回新たに市場化テストのスキームを活用しますので、3年間の様子を見ながら、次回3年後に改めて市場化テストのスキームを活用する場合には、目標回収率を再考する余地はあるのではないかと考えております。

○三輪専門委員 そうですね。今のいろいろなご説明や文字を読んでいて、有効回答率とそもそも普通の回収率と何が違うのかとよぎりました。質問しようと思ったのですが、これは実際に総務省のデータベースを名簿として設計するが、調査してみたら、例えば従業員数が301人だったと答えられてしまうと、いきなり対象から外れてしまうということですね。

○小林室長補佐 もちろん、そうです。

○三輪専門委員 そして、ただ調査に協力しなかった企業に関しても、ほんとうはそういう会社があるかもしれないが、それがわからないから外せないの、有効回答率が一方的に分子だけが低く、少なくなるとそういうことですね。

○小林室長補佐 あとはあまりよろしくない例かもしれませんが、回収はしたがほぼ何も書いていない、いわゆる白票もあります。もちろん、疑義照会も行っておりますが、白票に近い調査票につきましては、疑義照会を行ってもご協力いただけない場合も多々ありますので、状況を見ながら、疑義照会をさせていただいております。

○三輪専門委員 わかりました。回収率、データ精度の向上をうたっていますので、達成可能なものに合わせるというのは本来なら望ましくはないはずですが、ただ、この回収率でもデータの精度から問題がない、あるいは督促のプロセスもこれで十分と認識しているのですよね。本調査は、もし督促しなかったとしたら、おそらくは3割ちょっとぐらいしかいかないのではないですか。

○小林室長補佐 そうです。

○三輪専門委員 だから、頑張っていらっしゃるのはわかるのですが、ほかの調査と比べてももう少し工夫の余地はあるとまた感じましたので。

○小林室長補佐 ありがとうございます。

○井熊主査 いかがですか。

○関野副主査 確認だけお願いしたいのですが、平成16年から委託をずっとやっていますという話でした。そのときから三菱総研ですか。

○小林室長補佐 以前は別の事業者が実施しておりました。

○関野副主査 今回からかよくわかりませんが、③番で「システム開発も含めて委託をします」と書いてあります。ということは、三菱総研さんは少なくとも5年間ぐらいやられているだろうから、その審査システムや回収管理システムはお持ちだという、だからかなり有利ではと。

○小林室長補佐 システムに関しましては、従来から記載している仕様になっております。ただし、毎年必ず調査項目が同じというわけではなくて、新たに設問を追加したり廃止もしております。また、平成31年度調査からは調査項目を見直すことも予定しております。開発した実績があることにつきましては、アドバンテージにはなるとは思いますが、毎年そのままそのものが使えるわけでもございませんので、他の事業者が仮に参入したいとなり



ましても、過去のシステム基本設計書は閲覧可能となっておりますし、システム開発に関してはさほど大きな参入障壁にはならないという感じはしております。

○関野副主査 3年であれば元は取れるかもしれない。

○小林室長補佐 そうです。

○関野副主査 ありがとうございます。

○井熊主査 ありがとうございました。

私から何点かあります。この調査は、近年は1者の応札が続いていて、規模も大きいので、ほかの事業者がなかなか参入の決断ができない状況ですよね。だから、参入のハードルになっているものはなるべく分かりやすい形に変えていかないといけないと思います。

その観点で見ると、今のシステム開発のご指摘がありました。例えば85分の56ページにあるようなシステム開発の工数は、これは今あったように既存のシステムを持っている人がかかったコストですよね。ゼロベース？

○小林室長補佐 先ほどご説明させていただきましたが、基本的には毎年度調査項目を変更したり、審査ロジックも少しずつよくしておりますので、完全にゼロからではないですが、基本的には、新規開発と大きく乖離しない工数となっております。

○井熊主査 あと、ここのシステムに関する記述が、ほかの今の既存のシステムがあるなら使ってもいいとはなっています。非常にこのシステム開発を今言ったような感じで書かれていないですよね。システムの仕様書を出して、それを確認してと。要するに、そのぐらいの、もしシステムがそんな重いものでないのであれば、例えばどこかでクラウドで提供するものがあれば、それをどんどん使ってくださいというのであれば、このように9ページにあるような……。9ページにある記述は、システム開発をする場合にその内容をチェックするような記述になっていると思います。ここのところは「あるものがあるのだったらどんどん使ってください」と主体に書かないといけないと思います。

それから、回収率がそうはいってもずっと未達になっている中で、ペナルティはないにしても、でもきつとこれは目標を達成しないと「もう少し頑張ってください」という話になるわけです。そこのところの追加的な作業はどのくらい発生するのは、やってないとわからないわけです。ですから、この回収率に関してどのくらいシビアにやっているのか、もう少しわかりやすく書いてあげないと、わかりにくい気が個人的にはします。

それから、いろいろあって申しわけないです。このコメントの中で、入札の手続に関するコストが膨大だとありました。これは提案書のことを言っていると思います。その意味

でいうと、この総合評価の項目数が多いのではないかと考えています。

○小林室長補佐 評価の項目数ですか。

○井熊主査 はい。例えば、3ポツにあるようなこういう項目は、もっと合体して項目数を減らすなど、提案書の作業負担が重いという意見が出ているもので、下げるような余地があってもいいのではないかと考えていますが、いかがですか。

○小林室長補佐 まずシステムに関しましては、極論を言えば、私どもに納品いただけるデータの精度が高ければそれでいいということになります。精度の高いデータを収めることを担保する上で、業者がシステムを新規開発するかどうかは、まさに業者側の判断でやっただけであればと考えております。

そういう意味で言いますと、大規模システムを組んでやるやり方もあると思いますし、簡易なやり方でやっていただく手もあると思います。実際は先ほど言いましたとおり、約11万社に調査票を配っており、回収率が50%ですと5万、6万ぐらいの回収した票に対して、どのように審査等していただくかが、まさに業者のご提案次第かと考えております。

今、こういった統計調査を受託できる事業者は、たくさんいるわけではないのは事実ですが、受託可能な事業者は比較的プラットフォーム的な集計システムや審査システムもある程度お持ちでいらっしゃるというお話を聞いております。そのシステムを中小企業実態基本調査向けに改修していただければ、少しでもコストを削減できるのではないかと考えております。

次に、目標回収率はこれまで未達であることは事実です。こちらにつきましても、実施要項案では「督促電話をかけなさい」「督促状を送りなさい」としてありますが、目標とする60%には達成しないということであれば、督促に際して、再度、調査票一式を送ったり、そういったアディショナルな対応をしてもらっている実績もあります。

逆に、あれもこれも全て仕様に書いてしまいますと、業者の提案内容の良さが生かされない場合もあります。業者の提案する余地がなくなってしまうところもあります。

最後の評価項目は、私も評価させていただいておりましたが、実は平成30年調査まではもっと多い評価項目で評価しておりました。評価項目が少ないと提案書を評価するときに差がつきにくくなるのではないかと考えています。いろいろなステップで評価することによりまして、ご提案いただく事業者の提案内容を精緻に評価できるのではないかと考えております。

この評価項目でやるのは平成31年度からです。もし可能であれば、今回に関しましては少し様子を見させていただければと思いますが、また、「公サ法」で対象となっている他の統計調査の実績を踏まえまして、判断させていただければと思います。

○井熊主査 わかりました。その辺の検討、最終的にどうしても変えろということではないです。少しご検討いただければと思います。

○小林室長補佐 はい。

○井熊主査 ほか、ご意見よろしいですか。

それでは、本実施要項につきましては、中小企業庁におきまして引き続き、少し何点かありましたのでご検討いただきまして、本日の審議を踏まえて必要な修正を行って、事務局を通して各委員が確認した後に意見募集を行えればと思います。幾つか改善点もありますが、今日の議論を踏まえて、改善点があればそれを反映できるかどうか少し検討して、事務局と相談していただきたいと思います。なお、委員の先生方におかれましては、更なる質問等がございましたら、事務局にお寄せいただければと思います。ありがとうございます。

では、本日はどうもありがとうございました。

○小林室長補佐 ありがとうございます。

(経済産業省退室、国土交通省入室)

○井熊主査 では、続きまして、国土交通省の空港消防等請負業務の実施要項(案)について審議を始めたいと思います。最初に、実施要項(案)につきまして、国土交通省の航空局航空ネットワーク部空港技術課の石岡空港保安防災企画官より、ご説明をお願いしたいと思います。なお、ご説明は15分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○石岡空港保安防災企画官 航空局の石岡でございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、早速ですが、私より東京国際空港他1空港消防等業務の概要について、お手元の資料のC-3というポンチ絵の資料がございますか。これに基づきまして、説明をさせていただきます。

空港消防業務につきましては、空港及びその周辺で航空機事故等の緊急事態の発生またはその恐れがある事態、その恐れというのは緊急着陸等を指しておりますが、が発生した場合において、人命救助を最優先として被害を最小限に抑えるため国際民間航空機関、I

CAOと略しております。その基準に基づきまして、空港に特化した専門性が高い消火、救難及び救急医療活動を行うものでございます。

この業務につきまして、事案確知後は、事案とは航空機事故等でございます。1分1秒を争うため、迅速に現場へ到着するとともに、即座に火災等、火災等とは全焼火災、エンジン火災、貨物火災、いろいろございます。それらに有効な戦術等を組み立て、最善な現場活動を行うことが求められる業務でございます。

本業務は、緊急事態またはその恐れが発生したときにおける活動である緊急業務と、その発生時に備えて実施する職員の技能維持、向上訓練、資機材等の点検・整備などを行う通常業務の2種類で構成されております。

通常業務は4つあり、ポンチ絵の中ほどでございます。まず、1番目に出動待機という業務がございます。緊急事態の際に迅速に活動するため空港の運用状況、これらは使用滑走路や空港の風向き、あるいは閉鎖中の誘導路等の状況、これらを常に把握して即時に活動可能な体制を整えておくものでございます。②の実技訓練につきましては、業務委託者が活動に必要な技能及び対応能力の維持向上を行うために行うものでございます。③の予防保全につきましては、現場活動に使用する資機材の機能維持を目的とした点検・整備を行うものでございます。④の合同演習につきましては、緊急事態発生時は業務委託者だけではなく、自治体消防や地元医師会との関係機関と連携して活動を行うため、その手順及び連携確認を目的として定期的に行われる図上あるいは実地訓練に参加する業務でございます。

次に、緊急業務でございます。緊急事態発生時においては、1行目のまず救急出動の指令、関係機関への通報対応、これは医師会や地元消防、地元自治体等への通報対応でございます。それから、2行目にあります航空機事故発生時の消火救難・医療活動、これはまさしく空港消防の大きな役割でございます。航空機事故発生時においては、指揮指令者の命令の下、関係者と連携して組織的に活動を行うものであり、火災発生時には搭乗者の機外への脱出を最優先として火勢の制圧を行い、避難経路を確保しつつ消火を行うとともに、機内から搭乗者の救出及び救出された者の救護活動を実施いたします。3点目の緊急着陸機に対する警戒出動対応につきましては、緊急着陸機にはさまざまな事態発生状況がございます。エンジントラブル、油圧トラブルの関係で緊急着陸が行われる場合があり、その通報内容を分析して、万が一火災が発生した場合には、即時に対応できるよう事前に消防車等を待機させたり、あるいは着陸後にその機体の後方を追尾して、万一の火災等の発生

に備えるという業務でございます。

これが、消防等業務の大きな業務説明でございます。実施状況の詳細につきましては、担当から別途説明をさせていただきます。

○松崎係長 国土交通省航空局の松崎と申します。よろしくお願いたします。

それでは、私は実施要項（案）の資料C-2を元に概要を説明させていただきます。お手元の実施要項の2ページを開いていただけますでしょうか。1.1.4の一般指示事項です。こちらに必要な人員の配置を書いております。現場責任者、消防業務、救急医療業務という各業務ごとに配置人数がそれぞれ書いております。消防業務につきましては、化学消防車1台あたり2人を乗せることになっております。救急医療搬送車には車両に1人を配置することになっております。こちらに書いてある配置人員については、空港に配置される車両台数に応じた配置人数としております。また、新潟空港だけにリーダーを1人配置することになっております。こちらについては空港の運用状況であったり、航空機の運航状況を常時把握するとともに、緊急出動に関わる通信指令や関係機関への通報を行うための要員でございます。こちらは1人を配置しております。

東京国際空港にはリーダーがないのは、空港消防業務は基本的に民間に業務を委託し、国が監督する体制を取っておりますが、東京国際空港につきましては、新潟空港や他の空港に比べて規模が大きいこと、また、配置車両も多いこと、それに加えて国の職員の能力向上や現場経験を積ませるための育成の場でもあります。そのため、東京国際空港のリーダーにつきましては、国の職員が直轄でやっております。

続きまして、達成すべきサービスの質で、6ページを開いていただけますでしょうか。6ページの1.2.1の消防等業務において達成すべき質です。こちらで2つほど定めさせていただいております。まず、基本方針としては、消防等業務を通じて空港消防体制の確保に努め、円滑な空港運用を可能とすることを目指しております。そのために要求事項として2つ定めております。

まず、1つが空港運用の継続です。こちらの観点から測定指標として業務中の過失による人身事故及び物損事故を起こさないこととしております。その求める要求水準としては、業務履行中における人身事故及び物損事故であって、空港の運用に影響を与える事案の発生件数ゼロ件を目標とすることとしております。

もう1つが事案発生時の措置です。その測定指標は緊急時における出動及び待機について迅速かつ的確な諸活動を行うことです。こちらの要求水準につきましては、緊急時にお

いて迅速かつ的確な諸活動ができない件数を0件にすることとしております。これらは先ほども申し上げたとおり、1分1秒を争う航空機事故等の緊急時やまたその恐れがある場合において、車両事故や人的要因等によりの確な活動ができないことがないよう、業務の質の維持の確保を求めています。

引き続きまして、実施時期について8ページで説明させていただきます。8ページの2.実施期間に関する事項です。本件の実施予定期間としては、平成31年4月から平成34年3月31日までの3カ年を予定しております。

続きまして、入札の参加資格についてです。下の3.入札参加資格に関する事項で定めております。空港消防等業務にかかる競争参加資格として1つ、そのページ下段の3.9で定めております。こちらの資格は、空港ごとに次の①、②に掲げる有効な技能証明を有する人員を確保しているということを求めています。①については東京国際空港5名、新潟空港3名以上、②については東京国際空港5名以上、新潟空港3名以上で設定しております。

9ページにまいります。こちらの資格については、国土交通省空港保安防災教育訓練センターにおける訓練を受講して、以下の1)、2)に掲げる要因を満たしているということで、それぞれそちらの必要な訓練をやって認定証の交付を受けている者を求めています。空港消防業務に必要な技能を修得するための訓練につきましては、国内唯一の訓練施設である国土交通省の空港保安防災教育センターで行っております。そちらの訓練で、空港消防等の業務に必要な技能を修得した者に認定証が交付される仕組みになっております。本業務に就くものについては、技能習得した者ということで技能認定証の交付を受けた者を求めています。

続きまして、9ページの下のところに入札の参加スケジュールについてです。こちらについてもハイライトされておりますが、開札予定が2月上旬ごろで、契約締結が来年の4月1日で考えております。

続きまして、10ページと11ページにまたがっている5.対象公共サービスを実施する者を決定するための評価基準とその対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項です。こちらについては、総合評価落札方式で実施したいと考えております。そちらの設定項目について5.1で定めております。

まず、5.1.1の必須項目審査につきましては、(1)業務に対する認識、(2)管理体制の2つ定めております。具体的には、業務に対する認識は業務の実施要項の内容が十分に理解されているものであるか、業務の管理体制については人員配置等体制が十分である

かを確認します。

続きまして、5.1.2の加算点項目でございます。こちらは7項目定めております。それぞれ(1)から(7)まであります。配点としては、(1)と(2)の業務提案事項につきまして、業務の質の向上につながる創意工夫の提案を促進するために、評価評点のウェイトを置き、10点としております。総合落札方式の適用については、現在財務省と協議中でございます。承認されないことがあれば、最低価格落札方式で行うことになるかと思っております。

最後に、情報の開示の点について説明させていただきたいと思っております。21ページの別添1で説明させていただきます。

1. 従来の実施に要した経費でございます。こちらは、消防業務は全て業務委託費という部分になりますので、その金額を計上しております。29年度と30年度の違いにつきましては、下の請負費の増加要因に記載しております。平成30年度につきましては、新たに新潟空港にリーダー1ポストをつけたのでその分が増加しております。

続きまして、2. 従来の実施に要した人員でございます。こちらについては、1の増加要因と同じで、リーダーが増えたことにより新潟空港の人数が2名増えていることになっております。

あとは、23ページが従来の実施に要した施設及び設備です。東京国際空港と新潟空港を別々書いております。基本的に国が対応するものにつきましては上段、民間事業者は下段として分けています。国が用意するものについては待機場所、内線電話、物品で空港の化学消防車や車両を主に対処することになっておりまして、それ以外のものは民間事業者が準備していただくことになっております。

最後に24ページでございます。4. 従来の実施における目標の達成です。こちらは、先ほどの業務の質のところを書かせていただいたものが実際発生したかの件数について計上しております。東京国際空港、新潟空港においても両方とも0件で、発生件数はございません。車両の事故につきましては、当該空港では発生しておりませんが、他空港では物損事故も発生して、一時的に消防車が使用できなかったこともございます。空港の安定維持に向けて質の維持として確保を求めています。

実施要項の説明は以上でございます。

○井熊主査 どうもありがとうございました。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見のある委員はご発言願います。

○関野副主査 関野です。多分、資格のところだろうと思います。教育ですよ。今、最後24ページで説明があったと思いますが、普通多分考えられるのは警備会社などが入札に参加するだろうと思われま。この防災教育訓練を受ける、入札をしてから訓練を受けることではないですよ。条件に入っているから、教育を受けていなければならないという話になりますよね。そうですね。となると、保安協会の方しか入札できない話にはならないですか。

○石岡空港保安防災企画官 私どももいろいろこの訓練につきましては、当初訓練センターでは国管理空港の国の職員を対象としてやっておりました。昨今訓練センターを民間の方々も訓練受入れをしまして、現在29年度末の技能保有者数、認定を受けた者でございます。これは航空保安協会職員を除いて、技能Bの方で83名、技能Cの方で315名の方々は純然たる民間で認定を受けた者がいらっしゃいます。そういう意味では、少なくとも保安協会だけしかできないということではない。こういう形での入札をしてみようと考えております。

○関野副主査 今の方は民間の方ですか。消防署の方ではなくて、民間の警備会社の方などがこの教育を受けている……。

○石岡空港保安防災企画官 そうですね。民間の方々ですね。

○関野副主査 結構いらっしゃるということですね。母数はあると。

○石岡空港保安防災企画官 母数は、私もそろそろ成熟してきたとは思っております。

○関野副主査 あと、設備の話です。車両関係は貸与の形になりますか。

○石岡空港保安防災企画官 業務車両は貸与です。

○関野副主査 あと、警備会社がやるとしたら、空港の警備とこちらの消防を兼ねることはできないのですか。

○石岡空港保安防災企画官 いや、警備と消防は別業務です。

○関野副主査 全く別ですか。

○石岡空港保安防災企画官 今は別にしております。

○関野副主査 となると、警備会社としては新たなセクションを設けて専門的に3年間請け負うという形になるということですか。

○石岡空港保安防災企画官 そうですね。もし、そういうことであればそこにセクションがなければそういう形で請け負う形になります。

○関野副主査 これはハードルが高いですね。



○石岡空港保安防災企画官 私どもは空港の設置管理者として、国管理空港におきましては、それなりの事故が発生したときにはその的確な対応が非常に重要な部分とっております。そこはなかなか崩しにはできないと考えております。ただ、そういうことで訓練センターでの訓練の受入れをやってきました、徐々にではありますが、先ほど言ったような方々が認定を受けられているという形になっております。

○関野副主査 空港の中の、例えば消防車の運転でも普通免許ではないですね。

○石岡空港保安防災企画官 その通りです。

○関野副主査 空港特有の免許が必要ですね。2月までにそれを持っていないとかならないという話ですね。

○石岡空港保安防災企画官 大型消防車ですから大型免許、あるいはもう1つ救急医療搬送車というのは、フルトレーラーのため、けん引免許が必要です。その免許は当然普通の一般の免許です。空港の中の制限区域内の車両運転許可は、そのときには試験を受けて発行することになっております。先ほど申し上げましたように、入札が2月上旬ということで、その手続きができるような形での期間は取っておる状況にしております。

○関野副主査 期間がかなり一月ぐらいあるということですか。

○石岡空港保安防災企画官 車両運転試験もございます。試験に合格すれば、あとは発行はされますので、長く教習が要するという意味ではございません。

○関野副主査 東京と新潟を一緒にすることは、何か意味がありますか。

○石岡空港保安防災企画官 そうですね。1つの空港ですと、例えば極端な話でインフルエンザや食中毒で職員、委託者が来られないこと。あるいは大規模災害、津波等で職員等が確保できないことであれば、そのバックアップ、応援体制ができるような形で、その近くではなく、ただ、遠くもなくというところで、今回羽田と新潟での1つのバックアップ体制という形で抱き合わせにしております。

○関野副主査 ちなみに、今現在の保安協会は羽田と新潟のそれぞれ支社というか、そうなっているのではないですか。

○石岡空港保安防災企画官 今の契約ですか。

○関野副主査 現在です。

○石岡空港保安防災企画官 現在の契約形態は……。

○松崎係長 羽田と新潟は一緒に契約なので母体は一緒です。

○石岡空港保安防災企画官 そうですね、今も一緒です。

○関野副主査　そうですか。現実にと考えると難しいかもしれないです。教習経験者がいたとしても、新たに設備、組織をつくって応札をすることになります。

○石岡空港保安防災企画官　ほかの方がということですか。

○関野副主査　はい、協会以外の方が。

○石岡空港保安防災企画官　そういうことになろうかとは思いますが。今ある地方空港で行っている会社さんなどがそういうものもあります。そういう方々が応札も可能ではあろうかとは思いますが。

○関野副主査　なるほど、東京進出のような形でやればということですか。

○石岡空港保安防災企画官　そうですね。ただ、現実的にはいろいろな空港でやっておられると思います。そういうところから人を集めてくる形になろうかとは思いますが。

○関野副主査　人を採用して3年間しか保証ないですものね。

○石岡空港保安防災企画官　そうですね。

○関野副主査　なるほど。

○井熊主査　よろしいですか。

○関野副主査　はい。

○井熊主査　今まで応札はおろか、説明会にも1者しか来ていないという状況がずっと続いているわけです。なので、一番の私どもの観点として問題なのは、参加してくれる人がいるのですかというところが一番問題です。国土交通省さんとして先ほどの8ページと9ページの資格と総合評価のほうにも加点の対象ですが、消防署や消防局が実施する講習を受けている、受けていないとありますよね。ここで満たして、この条件を満たせる人数ではなくて、法人が何社あるかは把握されていますか。

○石岡空港保安防災企画官　法人ですか。今現在、例えば成田空港は成田空港の子会社がそういう業務をやっているまして、関西空港でもそういう組織がやっています。あとは、A社というところが、それなりの人数はいらっしゃると思っっています。

○井熊主査　まず、こういう方々は訓練していることに対する国土交通省さんの努力はよくわかります。現段階、今年や来年に対して入札をやっているという話であれば、競争が成り立たない条件でもし公募しているのだとすれば、それは入札の意義が問われると思います。ですので、今ご提示されている条件で何社が対応可能なのかを調べていただいて、それで入札が成り立たないのであれば、この案件を随契にするのか、それか、条件を下げるのか、私はどちらかだと思います。そこのところ、検討を是非していただきたいところ

であります。

あともう1つは、バックアップということであれば、もし成田でそのように対応できる人がいるのであれば、私も素人でよくわかりませんが、成田と羽田でバックアップすればいいのであって、国土交通省さんが入札、新潟を新たにバックアップの枠組みの中に加えてしまうと、またそれが参入障壁になってしまうように思えます。

○石岡空港保安防災企画官 いや、成田空港は成田空港の子会社に対して、委託契約を結んでいます。私どもと成田空港は全く何の関係もないので、そこにバックアップをお願いするというのは、新たな契約行為等々がないと、国としては何も契約行為がないところに対してバックアップをお願いするのはなかなか難しいと。

○井熊主査 バックアップは、だから、国土交通省さんの契約の範囲内でやらなければならないとだめだということですね。

○石岡空港保安防災企画官 そうですね。

○井熊主査 わかりました。そうであれば、いずれにしてもここの辺のどのくらいの条件であれば何者ぐらい来そうかを少し調査していただいて、今の条件を緩和する必要があるのかどうかをもう1回ご検討いただけないかと思います。その結果をまた事務局を通してお伝えいただいて、必要であればこの資料の修正を行うと。

それから、あともう1つは説明会にも来られてないということで、声がけをどうやって行うのかという部分が大事だと思います。成田空港は成田空港の範囲内でやられていて、関西空港は関西空港でやっていて、そういう中でどうやってそういう人たちを参加するように促していくのかもあると思います。そういうところを是非検討をしていただけないかと思いますが、いかがですか。

○石岡空港保安防災企画官 声がけの部分ですが、私どももそういう努力は必要と思っている反面、私ども航空局の中でも発注者綱紀保持があります。いわば入札前にある特定の者等々だけにお声がけをするのは有利になる部分もありまして、禁じられている行為でございます。そういう意味では、大きくホームページ等々で公表して広くお知らせする手法でしかないとは考えております。

○井熊主査 当然そういうことは理解しているつもりです。そういう制度に触れない範囲で、ほかのプロジェクトを見ても、いかに参加者を多くするかという工夫はされていると思います。なので、そういうところを参考に工夫をされることはしないと、どんなにいい要項を書いても1者しか来ないと意味がないわけです。ですから、そのところは是非そ

ういう工夫はしていただきたいと思います。

○石岡空港保安防災企画官 できるところの範囲で努力はしたいと思います。

○井熊主査 もちろん、制度を逸脱するという意味ではありませんから。

○石岡空港保安防災企画官 はい。

○井熊主査 それでは、本実施要項の審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 ないです。

○井熊主査 よろしいですか。それでは、実施要項の修正につきまして、先ほど申しましたような資格のところが今の範囲内でのいいかどうか、もう少し緩和すべきかどうかと、あとは参加者を増やす工夫について、もう1回ご検討をしていただけないかと思います。その上で、実施要項について必要な修正があるのであれば、それを事務局にお伝えいただきまして、私どもで確認させていただいた後に意見募集を行うようにしていただきたいと思います。また、委員の先生方におかれましては、更に質問等がございましたら、事務局にお寄せいただくようお願いしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

(国土交通省退室)

○井熊主査 よろしいですか。

それでは、続きまして、事務局から契約変更の案件につきまして報告していただきたいと思います。お願いいたします。

○事務局 厚生労働省LANシステムの更改整備及び運用・保守業務に係る契約変更について、ご報告いたします。

業務内容です。厚生労働省本省及び地方支分部局等の職員が利用するネットワークシステム（現行省内LAN）は、平成30年6月末に利用予定期間が終了するため、平成30年7月に予定している次期省内LANの更改整備及び運用・保守業務を行うものです。実施期間は、平成29年度6月2日から平成34年3月31日までの約4年9月です。受託事業者は、東芝デジタルソリューションズ株式会社、契約金額は131億7,060万円です。

契約変更の概要ですが、2つあります。①受注者起因によるサービス遅延に伴うサービス提供開始時期の変更及び減額、②厚労省起因による現行システム延長稼働に伴う運用・保守役務の継続及び増額です。契約額については①で②を相殺し、総額としては減額変更となります。

次に、契約変更の事由です。次期省内LANは、平成30年7月1日から稼動する予定となっておりましたが、受注者起因による遅延が発生し、全サービスの提供は7月23日に変更され、現行LANサービスの延長に係る経費は受注者負担で対応することとなりました。その一方、7月上旬に発生した西日本豪雨災害の対応支援のため、厚労省内対策本部の判断により、サービス提供予定日の7月23日の状況では、システム停止を伴う次期省内LANへの移行は認められず、移行時期を延期せざるを得ない状況となりました。災害対応支援への影響を最小化する移行方式を厚労省内において再検討し、8月13日稼動の目処が立ちましたが、7月23日から8月13日までの間の移行時期延期については、厚労省起因のものであることから、厚労省がこれに係る経費を負担するものです。

1枚おめくりください。当該契約変更についてです。従来入札監理小委員会において変更契約前に事務局から報告するところ、厚労省において変更契約を速やかに行う必要があったことから、事前に小委各委員に意見照会をさせていただきましたが、特段のご意見はございませんでした。事後とはなりますが、契約変更後に直近で開催されます本小委において報告するものでございます。

以上です。

○井熊主査 ありがとうございます。ただいまの事務局からのご報告がありましたが、ご質問等ありましたらお願いします。

○関野副主査 ないです。

○井熊主査 よろしいですか。では、特にご質問もご意見もないということなので、異存なしといたします。本日はありがとうございました。

— 了 —